

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年9月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800682号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900039号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA保育園(以下「請求対象事業所」という。)における平成27年4月1日から平成29年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年4月から平成28年12月までの標準報酬月額については16万円から17万円とする。

平成27年4月から平成28年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年4月から平成28年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者の請求対象事業所における平成28年9月1日から平成29年1月1日までの期間の標準報酬月額を上記1の訂正後の17万円から18万円に訂正することが必要である。

なお、平成28年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額17万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年9月1日から平成29年1月1日まで

請求対象事業所における請求期間の標準報酬月額について、給与明細書の支給額に見合う標準報酬月額になっていないので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初16万円

と記録されていたところ、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年6月10日に年金事務所に対して提出し、これに基づき請求期間のうち平成26年9月から平成28年8月までの標準報酬月額が17万円に、同年9月から同年12月までの標準報酬月額が18万円にそれぞれ訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

一方、請求期間のうち、平成27年4月1日から平成29年1月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書及び事業主から提出された支給・控除一覧表（以下「支給控除資料」という。）により、請求者の当該期間の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（17万円）は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（16万円）より高額であることが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成27年4月から平成28年12月までの標準報酬月額については、支給控除資料により確認できる厚生年金保険料控除額及び当該期間に係る本来の報酬月額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年6月10日に年金事務所に対して提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険料を納付していない旨回答していることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年1月1日までの期間については、支給控除資料により、当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は18万円であり、上記1の訂正後の標準報酬月額（17万円）より高額であることが確認できる。

したがって、平成28年9月から同年12月までの標準報酬月額については、支給控除資料により確認できる本来の報酬月額から、18万円に訂正することが必要である。

なお、支給控除資料によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額（18万円）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額17万円を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間については、支給控除資料によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額（16 万円）が、オンライン記録により確認できる当初の標準報酬月額（16 万円）と同額であるため、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定に該当しない上、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額の記録は、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定により訂正されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900113号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900010号

第1 結論

昭和*年*月から昭和56年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和*年*月から昭和56年6月まで

私は、国民年金の加入手続についての定かな記憶はないが、請求期間当時、20歳から国民年金保険料を納付することを知っており、A市役所から保険料の納付書が郵送されるようになったので、自分で郵便局へ行って納付したか、職場に来ていた職場の取引先の銀行員に現金を預けて代わりに納付してもらっていたと思う。請求期間について、遅れることなく定期的に国民年金保険料を納付していたはずなのに、未納と記録されているのはおかしいので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続についての定かな記憶はないが、請求期間の国民年金保険料については、A市役所から納付書が郵送されるようになったので、遅れることなく定期的に、自身で郵便局へ行って納付したか、職場に来ていた職場の取引先の銀行員に現金を預けて代わりに納付してもらっていた旨主張している。

しかしながら、請求者が所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）「*」は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、A市において昭和58年3月頃に払い出されたと推認でき、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、20歳到達日（昭和*年*月*日）まで遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられることから、請求者は、当該手帳記号番号が払い出される前は国民年金に加入しておらず、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記のとおり請求者の手帳記号番号は昭和58年3月頃に払い出されたと推認できることから、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和*年*月から昭和55年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、昭和56年1月から同年6月までの期間は、保険料の過年度納付が可能であったものの、請求者は保険料を1年前や2年前の時

期まで遡って納付した記憶はない旨陳述している。

なお、請求者に係るA市国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、請求期間直後の昭和56年7月から昭和57年3月までの期間の国民年金保険料は、昭和58年9月1日に過年度納付されていることが確認できるが、当該過年度納付時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査及び請求期間にA市において払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件確認調査を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。